

平成23年3月30日	学事課
平成31年1月1日	一部改正
令和3年12月24日	一部改正
令和4年4月1日	一部改正
令和5年5月1日	一部改正
令和6年3月28日	一部改正

広島県私立高等学校の通信制課程の設置認可等に係る基準

私立高等学校の通信制の課程の設置認可等については、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）その他関係法令の規定によるほか、広島県私立高等学校設置等認可に係る基準（平成16年12月27日施行）及び次によって処理するものとする。

第1 基本方針

- (1) 通信制高等学校の面接指導又は試験（以下「面接指導等」という。）は、実施校、実施校の分校又は協力校で行うものとする。ただし、特別の事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、大学、短期大学、専修学校、指定技能教育施設及び少年院（少年院法（平成26年法律第58号）に規定する少年院）の施設及び設備を使用して実施することができる。この場合において、特別の事情とは、生徒の通学可能区域に実施校がなく、かつ協力校を設置することができない場合をいう。
- (2) 面接指導等は、実施校の教員が実施するものとする。

第2 通信教育連携協力施設の要件

学習等支援施設は（1）から（11）まで、学習等支援施設以外の通信教育連携協力施設は（1）から（10）までの要件に適合することを要するものとする。

- (1) 原則として学則に定める通信教育を行う区域内に所在するものであること
- (2) 100m以内に風俗営業施設等がないなど教育又は支援に適切な環境であり、建築基準法、消防法等を遵守している安全な施設であること。なお、やむを得ない理由により、当該条件を満たすことができない場合は、その理由及び対応策を示していること
- (3) 教育又は支援を適切に実施する上で定員等に応じた必要な施設及び設備を有し、教員又はサポートに必要な専門知識を有する者を配置していること
- (4) 賃貸借等により施設を設置する場合は、安易な契約解除を認める条項がないか確認の上、契約等を締結しており、当該施設を安定的に使用できる状況であること。
- (5) 区分所有等により建物の一部を占用して教育又は支援を実施する場合は、次の要件を満たしていること
 - ア 教育又は支援を実施するために使用する部分（以下「専用部分」という。）以外の部分の使用が、教育又は支援の実施に支障を及ぼさないものであることを確認すること。
 - イ 専用部分にスプリンクラー等の消防設備が設置されていない場合は、消火器等を備え置くこと

- (6) ハザードマップ等により避難場所等を確認の上、避難確保計画を作成していること
- (7) 非常階段の位置や避難経路等を表示した文書等を、施設又は専用部分の適切な場所に掲示していること
- (8) 実施校の教員等が、施設を定期的に訪問するなど、適切な協力及び連携が図られる体制を確保していること
- (9) 必要に応じて、実施校と連携して、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーを活用した教育又は支援ができる体制を確保していること
- (10) 広報活動（保護者への説明、看板の設置等を含む。）が、教育又は支援の内容と相違する、誤解を招くその他不適切なものとならないよう、必要なチェック体制を確保していること
- (11) 学習等支援施設に関するパンフレットや看板には、本校名だけでなく、本校名と同じ文字の大きさにより、「学習等支援施設」と明記していること。

附 則

（施行期日）

この方針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この方針は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この方針は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

（施行期日）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この基準は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この基準は、令和6年3月28日から施行する。